

個審議答申第49号
平成26年3月4日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男

熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項
について（答申）

平成26年1月8日付け管第537号で諮問のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。
ただし、防犯カメラ等の使用は、その運用いかんによっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
熊本県庁舎	管財課	防犯、施設安 全管理等	施設利用者、 不正侵入者 等	個人が識別でき る画像

個審議答申第50号
平成26年3月4日

熊本県教育委員会 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男

熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項
について（答申）

平成26年1月14日付け教政第1450号で諮問のあった防犯カメラ等により
個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規
定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適
当であると判断する。
ただし、防犯カメラ等の使用は、その運用いかんによっては、個人のプライバシ
ーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、
周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
熊本県立玉名高等学校	熊本県立玉名高等学校	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像
熊本かがやきの森支援学校	熊本かがやきの森支援学校			

個審議答申第51号
平成26年3月4日

公立大学法人熊本県立大学 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男

熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項
について（答申）

平成26年1月15日付け熊県大第362号で諮問のあった防犯カメラ等により
個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規
定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適
当であると判断する。
ただし、防犯カメラ等の使用は、その運用いかんによっては、個人のプライバシ
ーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、平成26年2月1
2日の審議の際の、下表の左欄に係る右欄についての当審議会の指摘を踏まえ、一
部修正を行うこと。

第3条（設置目的等）	管理主体の名称
第5条（管理責任者の設置）	管理主体の名称
第7条（録画した画像の管理方法）	画像を取扱う者の制限
第9条（本人への画像開示）	画像を取扱う者の制限
第10条（苦情処理）	苦情処理に当たっての具体的措置

- 3 正式制定後の「管理に関する要項」については、公表、周知するとともに、厳
格な運用を行うこと。
- 4 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
熊本県立大学図書館	熊本県立大学	防犯、施設安 全管理等	施設利用者、 不正侵入者 等	個人が識別でき る画像